

経営事項審査の再審査について

令和5（2023）年1月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、許可行政庁に対し改正に係る事項について再審査を申し立てることができます。

1 再審査対象項目

- (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況
- (2) 建設機械の保有状況
 - ・ダンプ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車の追加のみ
- (3) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況
 - ・エコアクション21の認証の状況

2 再審査の申立て受付期間

令和5年4月28日（金）まで

3 再審査の対象者

再審査を行う日現在、改正前の基準での経営事項審査結果通知書（審査基準日から1年7か月の有効期間内のものに限る）をお持ちの申請者

4 受付方法および手数料

郵送による受付。手数料は無料（ただし、申請書類等の郵送料については申請者負担）です。

5 提出書類

①～④は正・副1部ずつ、⑤～⑧は1部提出してください。また、①、②及び④については前回と同様の内容で作成してください。

- ①経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十四）
- ②工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（※前回と同じ内容のもの）
- ③その他審査項目（社会性等）
- ④技術職員名簿（※前回と同じ内容のもの）
- ⑤再審査の対象となる経営規模等評価申請書（経営事項審査申請書）の写し
- ⑥再審査の対象となる経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書（旧結果通知書）の写し
- ⑦「必要書類一覧兼チェックリスト」（令和5年1月受付分以降用）に記載されている再審査対象項目に関する書類
- ⑧副本返却のための返信用封筒

6 注意点

「1 再審査対象項目」以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。